

○ふじみ衛生組合一般職の職員等の旅費に関する条例

(昭和45年3月30日)
条例第5号

改正	昭和48年5月23日	条例第5号	平成3年3月4日	条例第3号
	昭和50年11月29日	条例第4号	平成8年8月26日	条例第5号
	昭和52年12月8日	条例第7号	平成10年5月29日	条例第5号
	昭和54年7月28日	条例第5号	平成28年6月3日	条例第4号
	昭和60年5月31日	条例第4号	令和2年9月10日	条例第2号
	昭和61年5月24日	条例第3号		

ふじみ衛生組合一般職の職員の旅費支給条例(昭和35年ふじみ衛生組合条例第6号)の全部を改正する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき職務のため旅行する職員等に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦(本州、北海道、四国、九州及び、これらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。))をいう。以下同じ。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため、一時在勤庁を離れて旅行することをいう。
- (4) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

- 2 職員が出張中に死亡した場合には、当該職員の遺族に対し、旅費を支給する。
- 3 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、又は職員以外の者が組合の機関の依頼に応じ、公務遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員等に対し、旅費を支給する。
- 4 前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消しを含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失

となった金額で組合規則で定めるものを旅費として支給することができる。

- 5 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故その他により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で組合規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行われなければならない。

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更を申請しなければならない。

- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

- 4 航空賃は、航空旅行について、実費額により支給する。

- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。

- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 支度料は、本邦から外国への出張について、定額により支給する。
- 10 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

- 2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

第9条 旅行者が同一地域に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して、滞在日数15日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額、滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の3に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

- 2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 私事のために勤務地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合には、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費を支給する。ただし、その旅費額は、勤務地又は出張地から目的地に至る旅費額を超えることはできない。

第11条 特別職の職員に随行又は同行して旅行する場合には、都内旅行の場合を除き当該特別職の職員と同額の旅費を支給する。

第12条 1日の旅行において日当について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当を支給する。

（旅費の請求手続）

第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅

行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

- 3 支払担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに前2項に規定する期間は、組合規則で定める。

第2章 内国旅行の旅費

（鉄道賃）

第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃は、その乗車に要する運賃
 - (2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金
 - (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金は次の各号に該当する場合に限り、支給する。
- (1) 特別急行列車を運行する線路（新幹線を除く。）による旅行で片道100キロメートル以上（日帰り旅行の場合は、片道50キロメートル以上）の場合
 - (2) 普通急行列車（私鉄特別急行列車を含む。）を運行する線路で片道50キロメートル以上の場合
 - (3) 新幹線を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上（日帰り旅行の場合は、片道50キロメートル以上）であって、公務能率の増進又は旅程の節減のため特にその利用を認められた場合
- 3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

（船賃）

第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を設けていない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- (3) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
- (4) 寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

（航空賃）

第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

（車賃）

第17条 車賃の額は、実費額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（日当）

第18条 日当の額は、別表第1に定めるところによる。

2 職員が三鷹市及び調布市の地域内又は隣接地（武蔵野市、府中市、小金井市、世田谷区及び杉並区の全地域をいう。）に出張した場合には、前項の規定にかかわらず、日当を支給しない。

3 都内旅行のうち、島しょへ旅行した場合の日当の額は、第1項の規定にかかわらず、都外旅行と同額とする。

4 職員が研修、講習、訓練その他これらに類する目的のため2日以上にわたって出張した場合の日当の額は、第1項に規定する額の2分の1の額とする。ただし、宿泊を要する場合は、この限りでない。

（宿泊料）

第19条 宿泊料の額は、別表第1に定めるところによる。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

（食卓料）

第20条 食卓料の額は、別表第1に定めるところによる。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほか別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。

第21条 削除

第3章 外国旅行の旅費

（本邦通過の場合の旅費）

第22条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

（外国旅行の旅費）

第23条 調査研究等のため、外国へ旅行したときの旅費の額は、別表第2に定めるところによる。

第4章 雑則

（遺族の旅費）

第24条 第3条第2項の規定により支給する旅費は、死亡地から旧勤務地までの往復に要する職員の死亡前の職務相当の旅費とする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第4号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（旅費の調整）

第25条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

（この条例に規定がない事項）

第26条 この条例に定めるもののほかは、国家公務員の旅費支給の例による。

（委任）

第27条 この条例の施行について必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年5月23日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年11月29日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

附 則（昭和52年12月8日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。

附 則（昭和54年7月28日条例第5号）

1 この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

2 （省略）

附 則（昭和60年5月31日条例第4号）

1 この条例は、昭和60年6月1日から施行する。

2 （省略）

附 則（昭和61年5月24日条例第3号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 （省略）

附 則（平成3年3月4日条例第3号）

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

2 （省略）

附 則（平成8年8月26日条例第5号）

（施行期日等）

第4類 給与（一般職の職員等の旅費に関する条例）

- 1 この条例は、平成8年9月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員等の旅費に関する条例第14条及び第15条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（ふじみ衛生組合特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

- 3 ふじみ衛生組合特別職の職員の給与等に関する条例（昭和35年ふじみ衛生組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、食卓料の項を次のように改める。

鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、食卓料	次に掲げるもののほか、一般職の職員と同額 (1) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、特別車両料金 (2) 船賃 次に定める額 ア 旅客運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、上級の額 イ 特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、特別船室料金
-------------------	--

附 則（平成10年5月29日条例第5号）

- 1 この条例は、平成10年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月3日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員等の給与に関する条例、ふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及びふじみ衛生組合一般職の職員等の旅費に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和2年9月10日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

第4類 給与（一般職の職員等の旅費に関する条例）

別表第1（第18条－第20条関係）

内 国 旅 行 旅 費 額 表

種 別	額
日当（1日につき）	都内 750円
	都外 2,200円
宿泊料（1夜につき）	13,500円
食卓料（1夜につき）	1,500円

別表第2（第23条関係）

外 国 旅 行 旅 費 額 表

種 別	額
鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費	<p>次に規定するもののほか、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下この表において「法」という。）中7級の職務にある者相当額</p> <p>(1) 航空賃 航空賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この号において「運賃」という。）の範囲内の実費額</p> <p>ア 運賃の等級を設けていない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃</p> <p>イ 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、下級の運賃</p> <p>ウ 運賃の等級を3階級に区分する航空路による旅行の場合には、下級の運賃</p> <p>エ イ又はウの規定に該当する場合において、搭乗する航空機の目的地までの予定所要時間が8時間を超えるときには、イの運賃は上級の運賃、ウの運賃は中級の運賃</p> <p>(2) 支度料 外国に出張をする場合で過去において支度料の支給を受けたことがあるときには、法に規定する支度料の額から、その出張をする日から起算して、過去3年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額</p>